

## 石川県建設工事請負業者の指名停止について

### 1 指名停止業者名及び住所

- (1) 株式会社山本組 能美市徳久町子3 (注)能美市内に同一の会社名の有資格者有り  
(2) 元請業者 株式会社白原組 小松市原町イ8  
下請業者 丸吉建設株式会社 金沢市三口町火245番地3

### 2 指名停止期間

令和5年6月14日から令和5年6月27日まで(2週間)

### 3 指名停止事由

- (1) 令和5年4月20日、南加賀土木総合事務所発注の「4災32号 一級河川鍋谷川 河川災害復旧工事」において、二次下請業者の作業員が大型土のう袋の上を歩行中、土のう袋の取っ手部分に足を引っかけて転倒し、負傷した。  
小松労働基準監督署は、令和5年6月8日、労働安全衛生法違反による是正勧告書を上記有資格者に対して交付した。
- (2) 令和5年6月6日、南加賀土木総合事務所発注の「4災42号 一級河川滓上川 河川災害復旧工事」において、下請業者が重機(バックホウ)で敷鉄板を吊り上げ、アームを伸ばしたまま旋回したところ、バランスを崩して重機が河川内に転落し、操作していた作業員が負傷した。  
小松労働基準監督署は、令和5年6月9日、労働安全衛生法違反による是正勧告書を上記有資格者に対して交付した。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第7号に該当すると認められるため、指名停止とする。(土木部入札審査委員会決定)

(参考)

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱  
別表第1 (石川県内において生じた事故等に基づく措置基準)

措置要件	期 間
(工事関係者事故) 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上 4箇月以内

土木部監理課 入札・契約G  
担 当 新田  
内 線 5023  
外 線 076-225-1712